第１種又は第２種電気主任技術者の選任に関する御相談窓口について

令和５年７月２６日
電力安全課資格運営班

再生可能エネルギー発電設備を設置される際は、規模によって電気主任技術者の選任等を行う必要があります。

このうち、規模が大きな設備（主に発電出力５千ｋＷ以上）については、原則として設置者が第１種又は第２種電気主任技術者を選任する必要があります。

第１種又は第２種電気主任技術者の選任でお困りの場合は、以下の事業者で御相談を承っておりますので、御案内します。

なお、以下の事業者は、当該業務を行っている旨お申し出のあった事業者であり、相談窓口を限定するものではございません。

一般財団法人 関東電気保安協会
電気保安本部　ソリューション部
03-6453-8888（代表）
https://www.kdh.or.jp/

東北電力リニューアブルエナジー・サービス株式会社
022-724-7455（代表）
https://www.tohoku-res.co.jp/